事業の廃止の届出.....

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.

保高

険 険 福

課祉

:

同

告

示

目

次

公

告

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.

県西

民地

: :

껃 껃

(会計管理課)

同

:

 \equiv

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

都市計画の変更......

(都市計画課) ...

 \equiv \equiv

身体障害者福祉法による医師の指定.

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定......

(障害福祉課) ...

同

同同

:

:

同同

: : サービス事業の廃止の届出.

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定......

右

同

右

同

県西 県三 県東

民地

局域 局域 局域

: :

Ħ. 껃

民^北地

:

Ħ.

建設業者の許可の取消し.

第三千二百八十八号

平成二十二年

示

青森県告示第六百二号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に より公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十二年九月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

株式会がより 坂電 電子工 社 氏名 指定居宅サービス事業者 称 又 名は 業赤 所在地又は住所主たる事務所の 番町一三の五十和田市西十四 丁 類 ビ 居 ス の 種 通所介護 通所介護 おム いケい ア森ホー る スこころ ビーデイサービ 名 事 業 所居宅サービス事業を行う 称 ○六の二 本木字西小稲二 小稲二 目二七の五 所 在 地 丁 ₹ 三平 年指 月 日定 ー ル 二 六 三 **小** 三0

青森県告示第六百三号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指

平成二十二年九月十三日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾 右

右 同

同

県上 北

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)

第八十二条第二項の規定により、

次の指

同法

青森県告示第六百四号

ス祉人利特 サ黒活定 I石動非 ビ福法営

二野黒 一木三市 五丁追 の

-首字

販祉特 売用定

のタ介 きル護 おし こン

二野黒

二 大石 五三市 の丁追 一目子

11

11

坂有

ビト棒

具福

ス祉人利特 サ黒活定 「石動非

二野黒 一木三 五 の 一目子

具福 貸祉 与用

の夕介きル護

二野黒 一木三 五丁 の 一目子

三平

五.

小三

氏名

ΞΨ.

成

成 |

おしている

ビ福法営

定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、

八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

名は

又所主 はのた 住所る 新年第

地務

名

称

所

在

地

出廃

年月の日

年廃

日止

月

の [|] 居 種ビ宅 類スサ

トランド 株式会社オ

丁八 目戸 七市

の新

六湊

な支

丁八 目戸 七市

の新三湊

₹

小

六

≡

小

亖

福人社 祉青森福 興社社 団会法

ーーの ーニ コカ十二

林

談 柳 町 介 護 相 社

丁目三の

六町

三平 応 ・

芒

ΞΨ

四

名

称

の主

所 在 地工たる事務所

名

称

所

在

地

出廃

年月の日

年廃

日止

月

定

居宅介護支援事業者

事居 宅

介護

支業援

素事業を行う

青森県知事

Ξ

村

申

吾

事指

定

居

I

ビ

者ス

行居 宅

うザ

事ビ

業事

所を

ス

業

業 業 サ

規定により公示する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

会 予定 予定 介護 一名は 護	和田市西十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	護 種 護 予 類ビ予	な青 名 行介 では		N大 業 留字 所を 二三 地	平 年指 月 日定
又	在地又は住所たる事務所の	の [†] 種 類し	名		地	年日
電限会社業	番町一三の五	通介 所護 介護 護防	おいた いケス かた うる	十和田市大 の二小()	小大 稲字 二三	三平 · 成
スケ式アナー	目二七の五 一丁 日二七の五	通介 所護 介護防	デイサー ビ	目二 大 の で の で	五央 丁	三· 小高

青森県告示第六百六号

たので、 の指定へ 介護 次

平成二十二年九月十三日

	年九月十三日
Ξ	
4	
þ	
킄	

ス祉人利特 サ黒活定 ー石動非 ビ福法営	ス祉人利特 サ黒活定 ー石動非 ビ福法営	氏名 称 又は	事指定介護系	
二野黒 一木三丁 五二丁追 一目子	二野黒 一五二 五丁 の 一目子	又所主 はの 住所 を 事 地務	業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
具福護特 販祉予定 売用防介	与用防介 具福護 貸祉予	種ビ 類ス† の	方介 け護 予	
のタ介 きルおこ こ	のき か護 かまこ	名称	を行うが	書
二野黒 一木三市 五丁目子	二野黒 一木三 五 五丁 一目子	所 在 地	事業所	青水県矢事
11	三平 ・成 - _三	出原 年』 月の 日届	E	三 木*
"	三平 ・成 ∴ 三	年原 月 日1		月
				_

青森県告示第六百五号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一号 次

、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。	介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があ	保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、
--------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

青森県告示第六百七号

九条第一号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) を次のとおり指定したので、同法第六十 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"	回の一	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬	北津軽郡鶴[つるた調剤薬局
平成三・ホー		上北郡横浜町字寺下八一の二	上北郡横浜	よこはま薬局
指定年月日	地	在	所	名称

青森県告示第六百八号

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

"	八	八戸市大字新井田字ニ本杉一の二八	八戸市大字	薬局	高台店 サンケア薬局
"	一の一七	津軽郡大鰐町大字蔵館字山下二の一	南津軽郡大	(鰐店) 東京	大マニジョ
平成三・ホー	- Tr	[十二番町一五の二六	十和田市西十二	カッカ 十和田店 ド	ラッ剤薬局が
指定年月日	地	在	所	称	名

青森県告示第六百九号

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

小 野	E	E
裕 明	£	3
公立金木病院	名称	勤務す
菅原一九 五所川原市金木町	所 在 地	る病院等
害、肝臓機能障害)障害、小腸機能障害、小腸機能障害、直腸機能外科 (ぼうこう機	报	4
三平 • 成 ↑ 一	年 月 日	指定

青森県告示第六百十号

二十条第一項の規定により告示する。 計画区域区分に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、 八戸都市

策課に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政

平成二十二年九月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する図書の名称

総括図

計画書

計画図

青森県告示第六百十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第一項の規定により、

八戸都市

(4) 二十条第一項の規定により告示する 計画臨港地区に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び八戸市都市整備部都市政

策課に備え置いて縦覧に供する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十二年九月十三日

縦覧に供する図書の名称 計画図 総括図

計画書

青森県告示第六百十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)

の

部を次のように改正する。

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

第一号の表中

Ш

内

支

店

むつ市大湊新町

及び

支 店 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田

今

別

を削る。

青森県告示第六百十三号

ıΣ り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

		_	
		西津軽郡鰺ケ沢町大字姥袋町字大磯	
		今 弘 樹	
	E a T	三三番地一一四津軽郡鰺ケ沢町大字姥袋町字大磯	
	ら同月二十七	石岡清美	
業協同組合	九月十三日か	1	j
赤石水産漁	<u>+</u>	津軽郡	赤石水産
場 所	期間	発起人の住所及び氏名	名 (称 (
			加入区の
書の縦覧	指定漁船調書	出事項	届

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年九月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社ナガイ

= 代表者の氏名 長井

主たる営業所の所在地 青森市大字三内字沢部二五三の

許可番号 青森県知事許可 (特 -七) 第一 六四七号

兀 \equiv

取消年月日 平成二十二年八月十一日

六 五 取消しに係る建設業の許可

業の許可 建築、 大工、屋根、タイル・れんが・ブロツク、内装仕上工事業に係る特定建設

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十二年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

一 商号又は名称

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年九月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

有限会社尾川冷熱

二 代表者の氏名 尾川 忠

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東七丁目六の八

四 許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第九八〇五号

取消年月日 平成二十二年八月十八日

五

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 株式会社岩谷工務所

一 代表者の氏名 岩谷 義弘

三 三方倉等行の行正也、毎年至の深前丁で三 一个表示の日子、表示、明ら

四 許可番号 青森県知事許可 (特 一九) 第五一九六号 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三二の六五

五 取消年月日 平成二十二年八月三日

六 取消しに係る建設業の許可

、 次のとおり | 七 取消しの原因となった事実

設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、

ほ装、

しゆんせつ、水道施設工事業に係る特定建

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す平成二十二年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

が告する。 により確認された

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 橋本建設

一 氏名 橋本 清次

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字泊字川原一五九

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第一〇四六五号

兀

五 取消年月日 平成二十二年八月十六日

ハ 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成二十二年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称

有限会社大雄

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭

六 五 七 兀 り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 代表者の氏名 大下内 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十二年八月十六日 取消しの原因となった事実 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字大下内四の二 平成二十二年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 大工、管、造園工事業に係る一般建設業の許可 許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第一七四九三号